

実施年月日	令和 8 年 6 月 2 日
実施方法	オンライン会議システム「Z o o m」

○市長（中村 修君） それでは、議案第 27 号から第 40 号まで、及び報告第 1 号から第 6 号までの 20 件を一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法施行令が改正され条項の移動が生じることに伴い、同令を引用する条例の規定を改正するものであります。

議案第 28 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カードまたは特別永住者証明書が個人番号カードと一体化できるようになることから、必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、法律の施行日が令和 8 年 6 月 14 日であることから、先議をお願いするものでございます。

議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、取手市立取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結についてであります。取手市立取手東小学校の体育館は、建築後 40 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。このことを踏まえ、体育館の長寿命化改良工事とともに、校舎及び体育館のバリアフリー改修、校舎と放課後子どもクラブ室の照明器具 L E D 化改修等を実施し、学校環境の整備を図るため、本契約を締結するものであります。

議案第 31 号、藤代スポーツセンター L E D 照明器具の取得についてであります。本件につきましては、藤代スポーツセンター L E D 照明器具の賃貸借契約を締結するに当たり、当該契約により、契約期間満了後に契約の相手方から市に L E D 照明器具が無償で譲渡されることとなるため、地方自治法に規定する財産の取得に係る議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号、消防団用防火衣の取得についてであります。本件につきましては、消防団用防火衣を更新するため賃貸借契約を締結するに当たり、当該契約により契約期間満了後に契約の相手方から市に防火衣が無償で譲渡されることとなるため、地方自治法に規定する財産の取得に係る議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号、消防指令車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む戸頭消防署と柵木消防署の消防指令車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 34 号、資機材搬送車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む吉田消防署の資機材搬送車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 35 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手市消防団第 9 分団の消防ポンプ自動車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 36 号及び第 37 号、LED 防犯灯の取得について（追認）であります。本件につきましては、既に契約を締結した LED 防犯灯賃貸借契約について、当契約により契約期間満了後に契約の相手方から市に LED 防犯灯が無償で譲渡されることとなっていることから、地方自治法に規定する財産の取得に係る議会の議決（追認）を求めるものであります。

議案第 38 号及び第 39 号、LED 防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）であります。本件につきましては、議案第 36 号及び第 37 号に係る LED 防犯灯賃貸借契約について、それぞれ契約の追加・変更を行っていることから、議案第 36 号及び第 37 号の議決（追認）と併せ、議決事項の変更の議決（追認）を求めるものであります。

議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,210 万 9,000 円を増額し、予算総額を 500 億 5,210 万 9,000 円とするものであります。

補正予算の主な内容は、大きく 2 点ございます。1 点目は、最高裁判決等を踏まえた生活保護費等の追加給付であります。国が平成 25 年に行った生活保護費の基準改定が、令和 7 年の最高裁判決により取消しとなったことを受け、保護費等の追加給付を行うため、必要となる経費を計上しております。

2 点目は、新川第 1 排水機場除じん機改修工事であります。除じん機のじん芥を捕捉するスクリーンの交換工事を行うため、必要となる経費を計上しております。

続きまして、報告第 1 号、令和 7 年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、都市計画道路再検討調査事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、御報告を申し上げるものであります。

報告第 2 号、令和 7 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、防犯カメラ設置補助事業ほか 37 件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第 3 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業及び取手駅西口 A 街区複合公共施設整備事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第 4 号、令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 8 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法の規定に基づき、同法人より報告を受け、議会にご報告申し上げます。

報告第 5 号、2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2026 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法の規定に基づき、同法人より報告を受け議会にご報告申し上げます。

報告第 6 号、令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 8 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法の規定に基づき、同法人より報告を受け議会にご報告申し上げるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。これから令和 8 年第 2 回取手市議会定例会に提出予定の議案説明について、それぞれの所管部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。本件につきましては、地方自治法が改正され、地方自治法施行令の規定が追加されることに伴い条項に移動が生じることから、この条項を引用している取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の規定について改正するものでございます。

続きまして、議案第 28 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。本件につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、住民基本台帳に記録されている中長期在留者または特別永住者が、個人番号カードと一体化した特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を交付申請することにより、印鑑登録証明書の交付申請に際し、窓口申請、コンビニ等の多機能端末機、それぞれの場合について、個人番号カードと同様に取り扱うことができることとするための規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。なお、法律の施行日が令和 8 年 6 月 14 日であることから、先議をお願いするものでございます。以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 財政部、海老原です。議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。今回の改正は、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため行うものであります。

1 点目は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除特例の適用期間が延長されるものであります。健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、特定一般医薬品等購入費を支払った場合に適用することができる医療費控除の特例について、適用期間を「平成 30 年度から令和 9 年度まで」から「平成 30 年度以後」に改正されるものになります。

2 点目は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、規定の整備を行うものであります。暗号資産の所得に対する課税方式について、雑所得として総合課税されていたものから、ほかの所得と区分して課税される申告分離課税に変更されることに対応するためのものになります。

3 点目は、固定資産税における物価指数の上昇等を踏まえた免税点の引上げに伴い、所要の見直しを行うものであります。家屋について、現行の 20 万円から 30 万円に、償却資産について、現行の 150 万円から 180 万円に引き上げられるものになります。

以上が議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例の説明となります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。議案第 30 号、取手市立取手東小学

校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結について御説明いたします。契約の相手方は、赤塚・コウキ特定建設工事共同企業体、契約金額は5億8,877万5,000円で、落札率は99.55%でした。

次に、工事の概要について御説明いたします。議案書2ページをお開きください。取手東小学校の体育館は、昭和50年代前半に建築され、建築後40年以上が経過しており、これまで大規模な改修を行っておらず、建物・設備ともに老朽化が進んでいることから、構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を行い、建物の耐久性を高めます。また、校舎及び体育館のバリアフリー改修や、校舎及び放課後子どもクラブ室の照明器具LED化改修、屋外プールを解体した上での駐車場整備等を実施し、学校環境の整備を図るものです。

この工事の状況につきましては、併せて議案書5ページの図面を御参照ください。工事の実施に当たり、工事車両が学校周辺道路を通行することとなりますが、現場付近に適宜、誘導員を配置し、細心の注意を払って行います。さらに、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては、児童の動線と作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、教育活動及び周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。

続きまして、議案第31号、藤代スポーツセンターLED照明器具の取得について御説明いたします。

初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手は、NECキャピタルソリューション株式会社です。取得金額は6,989万4,000円で、落札率は94.99%でした。

議案書2ページをお開きください。取得理由について御説明いたします。蛍光灯照明器具が令和9年末に製造終了となることから、施設全体に設置されている蛍光灯照明器具について、LED照明器具に改修するものです。LED改修については、令和8年10月から10年間の賃貸借とし、契約期間満了後は無償譲渡により財産を取得するものです。

これまで当市におきましては、賃貸借契約について、財産の取得として議会の議決を求めておりませんでした。しかしながら、他市事例において、契約期間満了後に無償譲渡となる賃貸借について、予定価格が一定の額を超える契約については財産の取得に関する議決を得ているものが確認されました。改めて庁内において精査した結果、契約を締結した時点で将来的に財産を取得することが予定されている賃貸借につきましては、実質的には割賦販売による財産の取得と解釈することが適当であると判断し、契約締結時における予定価格により一定の額を超える契約については、財産の取得として議会の議決を求めるものと整理しました。このような経緯により、本議案第31号及び次の議案第32号につきまして、賃貸借契約ではありますが、手続の透明性をより一層高めるべきと判断し、本定例会から財産の取得として議会の議決を求めるものでございます。

また、後ほど建設部から御説明させていただきます、議案第36号から39号につきましても、同様の理由により、追認の議案として議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。私からは、議案第 32 号から第 35 号までを説明申し上げます。

初めに、議案第 32 号、消防団用防火衣の取得について御説明いたします。契約事項について御説明いたします。契約の相手は、NX・TCリース&ファイナンス株式会社で、取得金額は 3,293 万 1,360 円でございます。

まずは、現在、取手市消防団員が使用している防火衣について説明させていただきます。防火衣の概要としましては、コートタイプの上衣と防火ヘルメットで構成されたもので、市内の各分団に 5 式ずつを配備しております。各分団 5 式としておりましたのは、消防団装備の基準で、ポンプを操作する消防団員と部長以上となっており、ポンプ操法でも操作員は 5 名であることから 5 式としております。賃貸借契約については、令和 2 年 9 月から今年度 8 月までの 6 年間で、契約期間満了後は無償譲渡されるものでございます。今回契約いたします防火衣については、地域防災の要となる消防団員に対し、火災対応時の安全を確保し、安心して消防団活動に従事できるよう、現在の上衣と防火ヘルメットの仕様から、上衣と防火ヘルメットに加えて防火ズボンもセットしたセパレートタイプの仕様としております。リース期間については、取手消防署と桐木消防署に防火衣約 6 着をまとめて洗える大型洗濯機が整備されており、はっ水効果も期待されますことから、以前より 1 年延長した 7 年間の賃貸借契約としております。契約期間満了時には無償譲渡により財産を取得するもので、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第 33 号、消防指令車の取得についてであります。契約事項について御説明いたします。契約の相手は、茨城三菱自動車販売株式会社で、取得金額は 2,082 万円でございます。更新いたします消防指令車は、取手市常備車両更新計画に基づき更新するもので、戸頭消防署に配備して 29 年が経過する消防指令車と、桐木消防署に配備して 25 年が経過する消防指令車になります。取得する車両は 2 台とも同じ仕様で、迅速かつ安全に災害現場へ到着し、高度な指揮統制を行うため、高い機動性と最新の機能を搭載した車両となります。車体は 4 輪駆動であることから、緊急走行時においても安定性を有しており、住宅密集地などの限られたスペースであっても円滑な転回等が可能であり、現場へ高い進出能力があります。また、車両後部には牽引用のフックを装備し、船舶や水上バイクを牽引することを可能としております。さらに、車両後方には荷台があり、火災に対応したホースや水害対応資機材などを積載するのに十分な容量と耐久性を有しているため、複合的な災害事案への柔軟な対応を可能としておる車両でございます。

続きまして、議案第 34 号、資機材搬送車の取得になります。契約事項について御説明いたします。契約の相手は、茨城日野自動車株式会社で、取得金額は 2,829 万円でございます。更新いたします資機材搬送車は、取手市常備車両更新計画に基づき更新するもので、吉田消防署に配備して 27 年が経過した資機材搬送車になります。更新する車両の特徴としましては、土砂風水害に対応するための重機を積載することを可能としております。また、水害対応用の土のうやボート、救助用の資機材など、形状の異なる多種多様な資機材を迅速に積載・搬送するため、平ボディ構造を採用し、災害種別を問わない汎用性を確

保しております。また、クレーン装置及びウィンチを装備しており、災害現場における迅速な障害物の除去、悪路での車両の脱出支援や消防活動時における重量物の牽引等が可能となり、多種多様化する災害に対応できる車両となっております。

続きまして、議案第 35 号、消防団ポンプ自動車の取得になります。契約事項について御説明いたします。契約の相手は、株式会社モリタ東京支店で、取得金額は 2,325 万 9,960 円でございます。更新いたします車両は、取手市非常備車両更新計画に基づき更新するもので、小堀地区を管轄する第 9 分団が使用する、運用開始から 29 年が経過した消防団ポンプ自動車になります。取得する車両は、総重量 3.5 トン未満の消防団ポンプ自動車で、昨年度から取手市で導入し始めた車両でございます。一番の特徴としましては、準中型免許が新設された以降に普通自動車免許を取得された方でも運転できる消防団ポンプ自動車となります。従来の消防団ポンプ自動車は、総重量が 4 トンを超過しており、準中型免許が平成 29 年 3 月 12 日に新設され、それ以前に普通自動車免許を取得された方であれば運転が可能でありましたが、準中型免許が新設されてから普通自動車免許を取得された方は、従来の消防団ポンプ自動車を運転することはできませんでした。今回導入する車両は 3.5 トン未満であり、準中型免許が新設されてから普通免許を取得された方でも運転が可能となります。また、小型化したことで機動性がさらに高くなり、狭い道路や住宅街でも迅速かつ安全に活動することが可能となり、コンパクトな車両でありながら、積載能力や消火能力も従来の消防団ポンプ車と比較しても遜色なく、十分な性能を有しております。地域防災の要となる消防団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団員のモチベーションの向上にもつながり、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確な消防活動が期待されるところでございます。

議案第 32 号から第 35 号までの説明は以上となります。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。議案第 36 号、LED 防犯灯の取得について（追認）について、御説明をいたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は、IBJL 東芝リース株式会社です。取得金額は 1 億 4,456 万 6,100 円となっております。

議案書 2 ページ目をお開きください。取得方法ですが、本件の賃貸借期間は平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 10 年間で、賃貸借契約の期間満了後は、無償譲渡により財産を取得するものです。

先ほど、議案第 31 号、藤代スポーツセンター LED 照明器具の取得についてで、教育部長からも説明がありましたが、これまで、当市としましては、賃貸借期間満了後に取得する財産は無償譲渡であり、財産の取得に係る議決は不要であると認識をしておりました。しかしながら、他自治体で同様の契約において財産の取得に係る追認の議決を求めている事実を確認したことから改めて精査したところ、本契約は実質的には財産の割賦販売による取得と解釈するのが適当であると判断をいたしました。このため、この LED 防犯灯の取得については、議会の議決に付すべき財産の取得に係る議決事項に当たりますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定による議会の議決を得ていないことから、追認議案として議会の議

決を求めるものでございます。

議案第 36 号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第 37 号、LED 防犯灯の取得について（追認）について御説明をいたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は三井住友ファイナンス&リース株式会社です。取得金額は 1 億 2,796 万 3,176 円となっております。

議案書 2 ページ目をお開きください。取得方法ですが、本件の賃貸借期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で、賃貸借契約の期間満了後は無償譲渡により財産を取得するものです。この LED 防犯灯の取得については、議案第 36 号で御説明いたしました内容と同様の判断をいたしましたことから、追認議案として議会の議決を求めるものでございます。

議案第 37 号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第 38 号、LED 防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）を御説明いたします。先ほど御説明いたしました第 36 号の LED 防犯灯の取得につきましては、297 万 9,900 円の追加契約を締結しております。変更後の取得金額は、1 億 4,754 万 6,000 円となっております。

議案書 2 ページ目をお開きください。現地精査や追加設置の要望などによりまして、LED 防犯灯 200 灯を追加したものです。このため、取得する財産の金額に変更が生じるため、議案第 36 号に併せて議決事項の変更の追認議案として議会の議決を求めるものでございます。

議案第 38 号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第 39 号、LED 防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）についての御説明をいたします。先ほど御説明いたしました議案第 37 号の LED 防犯灯の取得につきましては、69 万 6,300 円増額となる変更契約を締結しております。変更後の取得金額は、1 億 2,865 万 9,476 円となっております。

議案書 2 ページ目をお開きください。設置場所の現地精査により、特殊金具アタッチメントなどを追加したものです。このため、取得する財産の金額に変更が生じるため、議案第 37 号に併せて、議決事項の変更の追認議案として議会の議決を求めるものでございます。

議案第 39 号についての説明は以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 財政部、海老原です。議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明いたします。議案書と併せましてお配りしております、令和 8 年度一般会計 6 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 2 点ございます。1 点目に、最高裁判決等を踏まえた生活保護費等の追加給付、2 点目に、新川第 1 排水機場除じん機改修工事、以上、2 つの考え方にに基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,210 万 9,000 円を増額し、予算総額を 500 億 5,210 万 9,000 円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について説明させていただきます。説明は、議案書に基づき、歳入歳出、債務負担行為、地方債の順番で、各担当部長から御説明いたします。また、歳出の補正に伴う歳入の補正につきましては、歳出の説明の際に、そちらも併せて御説明させていただきます。

それでは、財政部所管の歳入予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書の 7 ページを御覧ください。下段の 19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、2,954 万 8,000 円を増額するものです。

続きまして、財政部所管の歳出を御説明いたします。9 ページを御覧ください。2 款、総務費、1 項、総務管理費のうち、上段の庁舎の管理に要する経費は、令和 8 年 10 月 1 日から、市役所窓口・電話受付の時間を短縮するに当たりまして、業務時間外の電話での問合せに対応するため、音声案内アナウンス装置を購入するための経費、333 万 2,000 円を計上しております。

財政部所管の説明は以上でございます。

○政策推進部長（渡来真一君） 政策推進部、渡来です。続きまして、政策推進部所管について御説明します。補正予算書 9 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費の企画事務に要する経費として、70 万 1,000 円を増額を計上しております。令和 8 年 10 月 1 日から窓口・電話の受付時間変更に伴いまして、各庁舎で必要な掲示を行うための物品を購入する予算を計上させていただくものです。今後、これらの物品を活用しまして、各庁舎において、ポスターパネルを活用した掲示を行うほか、各課のカウンターや廊下の壁面などに掲示を行い、周知を図ってまいります。なお、お知らせの内容としては、導入の 10 月までと 10 月以降では表現を変えまして、引き続き掲示を続けていくことで、市民の皆様への浸透を図ってまいりたいと考えております。

政策推進部所管の説明は以上です。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。続きまして、総務部所管について御説明いたします。補正予算書 9 ページ下段を御覧ください。2 款、総務費、1 項、総務管理費、自主防災組織に要する経費、コミュニティ助成事業助成金です。一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の自主防災組織育成事業に、戸頭町会自主防災会が助成を申請し、採択を受けました。助成金は、市を経由して戸頭町会自主防災会に交付することから、助成決定額 200 万円を計上するものです。なお、本事業の歳入につきましては、諸収入のコミュニティ助成事業補助金として 200 万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。続きまして、健康福祉部所管について説明します。補正予算書 10 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、中国残留邦人支援事業に要する経費は、扶助費 44 万 1,000 円を増額しております。これは、国が平成 25 年に行った生活保護の基準改定によって保護費が減額されたことについて、最高裁判決により処分が取り消され、生活保護費が減額された生活保護受給世帯に対し追加給付を行うこととなり、生活保護法の規定の例による中国残留邦人等の支援給付世帯に対しても追加給付を行うものです。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担

金4分の3の33万円を増額しております。

次に、その下のウェルネスプラザ管理運営に要する経費は、当初予算に計上していたウェルネスプラザ用の備品が、物価高騰の影響を受けたことにより28万円増額するものです。この歳出に伴う財源として、公益財団法人からの支援金が決定したため、歳入として雑入100万円の増額補正を行い、併せて財源充当を行うものであります。

次に、11ページを御覧ください。3項、生活保護費、生活保護事務に要する経費は、最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務に要する経費として、456万8,000円を増額しております。これは、先ほども申し上げましたとおり、最高裁判決により保護費減額処分が取り消され、対象となる生活保護受給世帯や中国残留邦人等の支援給付世帯に対する追加給付に伴う事務費となります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金10分の10の456万8,000円を増額しております。

続きまして、その下の生活保護に要する経費は、最高裁判決により保護費減額処分が取り消され、対象となる生活保護受給世帯へ追加給付する扶助費として、7,000万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金4分の3の5,250万円を増額しております。

続きまして、12ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、母子保健に要する経費は、特定不妊治療関係費として140万円を増額しております。本事業は、取手市こども計画に基づき、安心して妊娠・出産できる環境の構築を推進するため、昨年度より不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的として、治療費の一部を助成してまいりました。今回は県の補助事業を活用して、保険適用外となる4回目以降の生殖補助医療に対し、1回の治療期間につき最大10万円を通算2回まで助成し、内容の拡充を図るものです。この歳出増に伴う歳入として、県補助金を140万円計上しております。

健康福祉部所管の説明は以上です。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。

補正予算書12ページ下段の5款、農林水産業費、1項、農業費、土地改良事業に要する経費、3,000万8,000円の増についてです。久賀地区湛水防除施設管理運営協議会において維持管理を行っている、新川第1排水機場除じん機スクリーン交換工事のため、3,000万8,000円を計上しております。この新川第1排水機場除じん機は、竣工後35年が経過しており老朽化が著しいことから、除じん機スクリーンの交換工事を行うものです。なお、この事業の財源として、歳入においては、県補助金の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を1,920万円、市債の土地改良事業債510万円、つくばみらい市及び福岡堰土地改良区からの負担金508万円を計上しております。本来であれば、当該事業は久賀地区湛水防除施設管理運営協議会で実施する事業であります。補助の実施要綱上、法人格を持たないため事業実施主体となれないことから、取手市が代わって事業実施主体となり工事を実施いたします。工事負担金については、構成団体であります取手市・つくばみらい市・福岡堰土地改良区の負担割合に応じて、工事負担金を徴収するものです。

まちづくり振興部の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。続きまして、教育委員会所管について御説明いたします。補正予算書 13 ページ中段を御覧ください。9 款、教育費、1 項、教育総務費、学力向上推進事業に要する経費、2,296 万 8,000 円を増額計上しております。本年度、当初予算に計上している生成 A I 英語学習アプリ導入事業における英語学習アプリケーション使用料につきまして、国の地域未来交付金の交付対象事業として採択を受けたことから補正するものです。本交付金は、導入時に 3 年分のランニングコストも含めて補助対象経費にすることが可能なため、2 年目・3 年目の事業を増額するものです。これに伴う歳入としまして、国庫補助金の地域未来交付金 1,712 万 3,000 円を増額を計上しております。

続きまして、その下、5 項、社会教育費、放課後児童対策事業に要する経費、641 万 1,000 円を増額を計上しております。当該経費につきましても、当初予算に計上している、放課後子どもクラブ業務のデジタル化事業における施設利用オンライン申請システム使用料及び業務支援システム使用料につきまして、国の地域未来交付金の交付対象事業として採択を受けたことから補正するものです。本交付金は、導入時に 3 年分のランニングコストも含めて補助対象経費にすることが可能なため、2 年目・3 年目の事業を増額するものです。これに伴う歳入としまして、国庫補助金の地域未来交付金 516 万円の増額、市債のデジタル活用推進事業債 90 万円の減額を、それぞれ計上しております。

歳入歳出補正予算の説明は以上となります。

続きまして、補正予算書 4 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正について、御説明いたします。英語学習アプリケーション使用料につきましては、先ほど御説明いたしました国の交付金の対象となったことから、事業実施に係る 3 か年度分の経費を導入初年度である令和 8 年度に一括で計上するため、限度額をゼロ円に変更するものです。

続きまして、放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム使用料及び放課後子どもクラブ業務支援システム使用料につきましても、先ほど御説明いたしました国の交付金の対象となったことから、事業実施に係る 3 か年度分の経費を、導入初年度である令和 8 年度に一括で計上するため、限度額をゼロ円に変更するものです。

債務負担行為補正の説明は以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。第 3 表、地方債補正は、歳入歳出予算に係る説明にありまして、土地改良事業及びデジタル活用推進事業の限度額を補正するものです。

以上が、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）の説明となります。

続きまして、報告第 1 号、令和 7 年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。お手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては継続費を設定している事業であります、都市計画道路再検討調査事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、御報告申し上げるものであります。

続きまして、報告第 2 号、令和 7 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、御説明いたします。お手元にお配りしております議案書を御覧ください。

こちらにつきましては、繰越明許費を設定している事業であります、防犯カメラ設置補助事業のほか、37件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の報告第3号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております、議案書の繰越計算書の主な内容といたしましては、昨年4月に契約した取手駅北土地地区画整理事業の換地処分を含めた換地関連業務全般の手続などを行う業務委託契約の完了払い分と、今年の2月に契約をいたしました取手駅西口A街区複合公共施設の基本計画策定等を支援する業務委託契約の完了払い分となります。

都市整備部所管は以上でございます。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。報告第4号から報告第6号につきましては、取手市の出資法人であります、文化事業団、健康福祉事業団、農業公社につきまして、昨年度の決算報告書及び今年度の事業計画を報告するもので、冒頭で市長が提案理由として申し上げたとおりでございます。

以上で、令和8年第2回取手市議会定例会に提案させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了させていただきます。何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。